

直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務 プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務

(2) 目的

当市では、地域の歴史や文化を観光資源として磨き上げることにより、観光の活性化を図るとともに持続可能な地域資源として後世に伝承するため、通年観光計画を策定した。

持続可能な地域資源とするには、これまでのスポット的な観光”地”づくりから、地域資源を活用した生業を創出し、地域が持続可能なまち形成を図っていく「観光地域づくり」が必要である。

このため、本社会実験では、直江津屋台会館と海浜公園（以下、「屋台会館等」という。）において、年間 30 万人以上の来場がある「上越市立水族博物館うみがたり」に隣接する地理的利点を活かした新たな賑わいや、観光産業を創出するための、収益化のスキーム構築、直江津地域の一体的なエリアマネジメントを担う持続可能なまちづくり組織の立ち上げを目的に、民間事業者からの提案による社会実験を行う。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日（金）まで

2 見積限度額

28,605,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次の掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 上越市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は物品入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (3) 上越市建設工事請負業者指名停止措置要領又は上越市物品調達等業者指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

4 説明会

説明会は開催しない。

5 参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式 1「参加申込書」及び次の書類を提出すること。

- ・別紙「市税納税状況確認承諾書」
※上越市内に本社又は営業所を有する場合のみ提出
- ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書
※国税の納税証明書又はそのコピー
- ・別紙「暴力団等の排除に関する誓約書」

申込期限：令和 6 年 6 月 21 日（金）午後 5 時（必着）

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、6 月 28 日（金）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

6 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

期限：令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 5 時

受付場所：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 質問の回答について

期日：質問受付から 1 週間程度

回答先：上記 5 により申込みのあった全参加者

7 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 別紙様式 2「企画提案書」 10 部

(ア) 「仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

① 実施方針

② 実施スケジュール

③ 実施体制

④ 実施内容（仕様書の業務内容の内、提案を求めている内容（◆）について企画提案を記載すること）

(イ) 企画提案書は、A 4 版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務委託企画提案書」と標記し、会社名を表示すること。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

(ウ) 企画提案書の枚数は表紙を除き、別紙様式 2 の欄外に記載した枚数以内で作成すること。

(エ) 参加者は、1 つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 別紙様式 3「会社概要」 10 部

ウ 別紙様式 4「類似業務実績一覧表」 10 部

エ 見積書 10 部

見積の総額及び内訳について、作成すること。（様式任意）

(2) 提出期限等

期限：令和 6 年 7 月 5 日（金）17 時

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送（必着）

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 審査要領

別紙「直江津屋台会館等を活用した新たな観光産業創出社会実験業務プロポーザル審査要領」に基づき審査する。

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

10 日程

募集公示	5月22日(水)
参加申込書提出期限	6月21日(金)
参加資格の審査・確認結果通知	6月28日(金)
質疑提出期限	6月25日(火)
企画提案書提出期限	7月5日(金)
選定委員会(プレゼンテーション)	7月18日(木)
結果通知	7月25日(木)(予定)
契約協議	7月25日(木)(予定)～7月下旬(予定)
契約	7月下旬(予定)

11 契約の締結

市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要)ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

12 担当課(問合せ先)

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市文化観光部魅力創造課企画係 担当:井部

電話番号 025-520-5739

FAX番号 025-520-5853

E-Mail miryokusouzou@city.joetsu.lg.jp

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (6) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者